

平成30年度第1回
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2019年1月7日（月）午後1時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

1. 開 会

○事務局（本間市民生活部長） それでは、定刻でございますので、ただいまから、平成30年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

なお、住吉委員と永宮委員からは欠席の旨のご連絡を受けております。

本日、ご出席いただきました委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、市民文化局市民生活部長の本間でございます。

本来でありましたら、会議の進行は委員長に行っていたところでございますが、今回は、委員改選後、初めての委員会でございます。また委員長は選出されておられませんので、委員長選出までの間、僭越ではございますが、私が会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

では、初めに、委嘱状と資料の確認をさせていただきます。

まず、委嘱状でございますが、皆様の机の上に置かせていただいております。皆様には、本日から3年間、当委員会の委員をお引き受けいただくことになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、市長名の委嘱状を机の上に置かせていただきました。これをもって交付にかえさせていただきますと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、お手元にお配りいたしました資料についてですが、会議次第、委員名簿、委員会規則、そのほか、資料として資料1から資料4までをお配りしております。

過不足はございませんでしょうか。

2. 挨拶

○事務局（本間市民生活部長） では、議事に入ります前に、市民文化局長の高野より、ご挨拶させていただきます。

○高野市民文化局長 札幌市市民文化局長の高野でございます。

本日は、新年早々、何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

日頃から、委員の皆様には、札幌市のアイヌ施策の推進に、特段のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

また、この度は、本委員会の委員就任につきまして、快くお引き受けいただきましたこと、あるいは公募委員として積極的に応募されてご参加いただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

さて、国におきましては、いわゆるアイヌ新法の制定を目指し、次の通常国会に法案を提出すると官房長官から発表されております。その概要につきましては、本日の委員会で情報提供させていただきますが、この法律が成立しますと、アイヌ施策がますます推進されることになるかと期待しているところであります。

札幌市におきましては、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指し、アイヌ施策推進計画を策定しており、札幌市アイヌ文化交流センター（札幌ピリカコタン）を拠点として、アイヌ文化への市民理解の促進や伝統文化の保存・継承・振興に努めているところでございます。

最近では、「市民参加型アイヌアートモニュメント」という事業を展開しており、アイヌの方が講師となって市民がタペストリーを制作し、平成29年は中央区民センター、昨年は丸井今井札幌本店にそれぞれ展示し、アイヌ民族に対する市民理解の促進に努めてまいりました。

このほか、秋元市長の公約として今年3月の共用開始に向けて、地下鉄南北線さっぽろ駅コンコース部において、「アイヌ文化を発信する空間」の整備を進めているところであります。

この空間は、「アイヌの歴史や文化に対する理解促進のきっかけづくり」や「市内・道内に存在するアイヌ関連施設の情報発信」といった役割を担う予定で、訪れた市民や観光客に、アイヌ文化に、より一層の関心を持っていただき、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちづくりを積極的に進めるための一助にしたいと考えているところであります。

今回委員にご就任いただきました皆様方におかれましては、今後3年間、札幌市のアイヌ施策についてご審議いただきますが、是非、皆様の専門的な知見やご経験の下に、忌憚りの無いご意見やご提案をいただければ幸いです。

結びになります。委員の皆様のご活躍と、当委員会が実り多いものとなりますことを心からご期待申し上げまして、簡単措辞ではございますが、開会にあたっての、ご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（本間市民生活部長） それでは、委員紹介に移らせていただきます。

本日は、委員改選後、初めての会議でございますので、各委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、ご発言の際は、恐れ入りますが、お近くのマイクを持ってお話しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

お配りしております委員名簿の順に従いまして、阿部委員から、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 イランカラフテ。

私は、札幌アイヌ協会の会長を仰せつかってやらせていただいております。阿部一司、アイヌ名では、ユポと名乗っております。

ユポというのは、兄弟の兄という意味で、長男、次男、三男ではないのですけれども、私の先輩にアクという弟の人がいたので、その人が、おまえは長男だろう、ユポと名乗れというので、活動させていただいております。

このような会議でアイヌのことをやっていただけることを心から感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

○飯田委員 公募委員の飯田と申します。

私自身は、昨年度、松浦武四郎さんの紀行文を読ませていただいて、地名が全部片仮名になっていることや実際に案内されていろいろ苦勞をともにされた方々がアイヌ系の方々だということを知って、北海道で生まれて育ってはいるのですが、丁寧に資料で読んでいくとアイヌの方々が暮らしてきた先住民族としての位置づけが、本当に身をもって実感して受けとめることができました。

もう一つは、私は木彫りのサークルをやっているのですが、木彫りにアイヌの方々もいらっしやっています、いろいろな話や掘り方なども教えていただいて楽しくやっています。

今度の3年間の中で、市民としていろいろ率直な意見も出せればよいなと思っています。よろしく願いいたします。

○貝澤委員 イランカラブテ。

私は、札幌アイヌ協会の事務局長をしております貝澤文俊と申します。

出身が平取町の二風谷、俗に言うユーカラのふるさととか文化のふるさとと書いてありますね。そこで生まれ育ちまして、20代前半ぐらいまではそこにいました。それから札幌へ出てきて現在に至るわけです。

前回は委員をさせていただきましたが、これから札幌の果たす役割は非常に重要で、きっと白老の象徴空間ができたなら、札幌の地下歩行空間なども活用しながら重要な拠点ともなっていくところだと思いますので、それに向けても頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○北委員 初めまして。公募委員の北由美子と申します。

本当に初めての経験で、失礼のないようにと思いますが、私はどさんこで、祖母や父、母から聞いた話で、先住民族であるアイヌの方々のご苦勞を、少しではありますけれども、存じ上げておりました、また、私はアイヌ文様の美しさにすごく惹かれております。今、子どもたちに勉強を教えていますけれども、子どもたちに聞かれたときにアイヌの方たちのことを少しでも話す機会があればと思って、日々勉強しております。

本当に未熟ですが、何かお力になればと思います。よろしく願いいたします。

○多原委員 こんにちは。私は、札幌アイヌ協会の副会長をしております多原良子と申します。

アイヌ施策推進委員会の委員を当初から仰せつかり、札幌アイヌの役割としてさまざまなことを提案させていただきました。それを札幌市が順次進めていただいたことに大変感謝しております。

今年も第1回目が始まります。今後、2020年に向けて、大事な年になっていくと思います。一方、どこの地域も社会も同じですが、事業にかかわる者が高齢になって文化伝

承者が非常に少なくなってきました。そのようなことが懸念材料ではありますが、アイヌ文化の伝承、アイヌ民族の復権について皆さんのお知恵を借りながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○本田委員 イランカラテ。札幌大学の本田と申します。

先ほども少しご説明がありましたように、新しい法律ができ、交付金制度になるとのことです。地方自治体が果たすべき役割が今後さらに大きくなってくると思いますし、同時に、地元のアイヌ協会さんと自治体がどのように連携していけるかということが、これから本当に問われてくるだろうと思っております。

ですから、しっかり考え、それから、意見も申し上げてかかわっていききたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松久委員 松久三四彦でございます。

2015年3月まで北海道大学に勤務しまして、翌4月から北海学園大学で民法を担当しております。

大学の先輩である弁護士さんからは、よく、二風谷訴訟の話をお聞きしておりました。また、北大に、アイヌ・先住民族研究センターができ、精力的な活動をされているのを比較的近くで感じておりました。

今回、当委員会委員の委嘱を受けまして、この間の議事録を読み、これまでの歩みを勉強させていただくとともに、関係の皆様方の深いご貢献を改めて認識させていただいたところです。どうぞよろしく願いいたします。

○八代委員 札幌人権擁護委員協議会会長で弁護士の八代と申します。どうぞよろしく願いいたします。

人権擁護委員というものを皆様ご存じではないかもしれませんが、人権相談を扱ったり、人権啓発活動を市民に対して行ったり、そんな活動を行っている者です。

札幌連合会においては、アイヌ問題についてよく知ることから始めようということで、いろいろな取り組み目標を立てているところではございますが、札幌協議会としては、札幌単位で考えますと、なかなかそういう取り組みがまだ具体化していないところでございます。

私個人としましては、札幌駅のコンコースにできますアイヌ文化を発信する空間の完成をすごく心待ちにしているのですが、3月に完成するというので、とても楽しみです。

この委員会ですらいろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（本間市民生活部長） ありがとうございます。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

改めまして、市民生活部長の本間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（山田アイヌ施策課長） アイヌ施策課長の山田でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（増實企画担当係長） 企画担当係長の増實と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（根本収納対策担当係長） 収納対策担当係長の根本でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（安斉職員） 担当の安斉と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（中内職員） 担当の中内です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（本間市民生活部長） 以上のメンバーで1年間お付き合いいただくことになります。よろしくお願ひいたします。

なお、恐縮ではございますが、市民文化局長につきましては、別の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

4. 委員会について

○事務局（本間市民生活部長） 次に、4、委員会についてに移ります。

私から、皆様に、この委員会について簡単にご説明させていただきたいと思ひます。

この委員会は、札幌市附属機関設置条例により設置された委員会でございます。本市におけるアイヌ施策の実施状況やアイヌ施策の見直し及び新たなアイヌ施策について審議する委員会として位置づけております。また、具体的な組織及び運営につきましては、札幌市アイヌ施策推進委員会規則に規定されております。こちらは資料をお付けしております。

委員会の会議につきましては、公開という形をとりまして、委員名簿や発言者のお名前、それから、発言内容を記載しました議事録、配付資料につきまして札幌市のホームページで公開することになりますので、あらかじめご了承くださいと思ひます。

なお、遅れましたが、委員会の成立についてご確認させていただきます。委員会規則第4条第3項では、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。

本日は、委員総数10名に対しまして8名の委員にご出席いただいておりますので、この会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

5. 議 事

○事務局（本間市民生活部長） それでは、次第の5番の議事に入らせていただきます。

委員会規則第3条第1項の規定に、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとしておりますので、委員長の選出をしていただくこととなりますが、委員長の候補者につきまして、皆様からの自薦・他薦を問わず、ご意見はございませんか。

○阿部委員 松久三四彦委員は、北海学園大学の法学部の研究教授でいらっしゃいますが、松久委員にお願いしたいと思ひます。

○事務局（本間市民生活部長） ただいま、阿部委員から松久委員のご推薦をいただきま

したが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○多原委員 推薦されたのは結構です。自己紹介のときに、前は北海道大学、今は北海学園大学におられるということでしたが、もう少し経歴を紹介いただけるとありがたいのですが。

○松久委員 私は、十勝の芽室町の田舎育ちで、高校は函館に参りまして、北海道大学の法学部で学び、大学院で民法を専攻しました。その後、小樽商科大学、金沢大学を経て、1994年に母校に戻りました。北大時代に大学院重点化というのがございまして、我々教員は大学院の法学研究科に属して研究とともに大学院と法学部の教育に当たりました。北大での主な学内行政的な仕事としましては、法科大学委員長、法学研究科長兼法学部長をそれぞれ2年務めました。2015年4月から、北海学園大学の法科大学院で教育研究に当たり、現在法科大学院長（法務研究科長）を務めております。

学外の関係の仕事も幾つかやらせていただいておりますが、例えば、北海道関係ですと公務災害審査会の会長、千歳市では情報公開・個人情報保護審査会の会長、行政不服審査会の会長などもさせていただいております。

○事務局（本間市民生活部長） それでは、ご推薦につきましては、ご異議がないようでございますので、松久委員に委員長をお願いしたいと思います。

恐縮ですが、松久委員は委員長席にお移りいただいて、一言、ご挨拶をお願いいたします。

〔委員長は所定の席に着く〕

○松久委員長 ただいま、委員長に選出されました松久でございます。

何分、委員の皆様方におかれましては、アイヌ施策に関して造詣の深い方々ばかりでございますので、ご教示をいただきながら、任に当たりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本間市民生活部長） それでは、この後の議事につきましては、松久委員長にお願いいたします。

なお、委員会規則第3条第3項の委員長に事故があるとき、または、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理するという規定がございますので、職務代理者のご指名からお願いしたいと思います。

○松久委員長 それでは、ただいまご説明いただきました委員会規則第3条第3項によりまして、職務代理者を指名させていただきます。アイヌ語、アイヌ文化をご専門とされ、アイヌ文化の担い手の育成等についてもご貢献されております本田委員に職務代理者をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、本田委員、よろしくお願いいたします。

引き続き、議事を進めさせていただきます。

議事（２）平成２９年度札幌市アイヌ施策実績報告について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（山田アイヌ施策課長） それでは、説明させていただきます。

まずは、委員の改選の時期と重なりまして、平成２９年度の報告がこの時期になりましたことをお詫び申し上げます。

まず、目次の前に序文と書いてあるのですが、ここは、札幌市アイヌ施策推進計画の体系に従いまして、この報告書をまとめたという趣旨が書いてあります。

おめくりいただいて、１ページをご覧ください。

施策目標１の市民理解の促進について説明させていただきます。

最初に訂正で申し訳ないのですが、市民理解の促進のところに米印が書いてあるのですが、児童生徒向けの体験プログラムは平成２８年度から３０年度までの計画と書いてあるのですが、こちらは３１年度、来年度まででございますので、訂正させていただきます。

それでは、具体的な施策の内容について説明させていただきます。

推進施策（１）は、伝統文化の啓発活動の推進です。

事業として、①アイヌ民族の方が講師となって手芸、工芸、エコツアー等の体験講座を行うアイヌ文化体験講座をやっております。

②として、アイヌ民族の方々にアイヌミュージック、古式舞踊ムックリ、刺繍等の制作体験などを行っていただくアイヌ文化交流センターイベントを行っております。

次のページの③ですが、アイヌ文化交流センターにおいて、来館者に対してアイヌ民族の古式舞踊を披露するとともに、輪踊りを体験していただくアイヌ民族古式舞踊輪踊りを実施しました。

④と⑤は、小学校・中学校・高校の児童生徒にアイヌ民族の伝統楽器の演奏、古式舞踊の披露等のアイヌの伝統文化の体験をしていただく小・中・高生団体体験プログラムです。④と⑤の違いは、④はアイヌ文化交流センターにおいて行うもので、⑤は学校に出向いて行うものでございます。

次に、５ページをご覧ください。

⑥として、公共空間を利用した情報発信でございます。さっぽろ夏祭りビアガーデンの会場において、ふるさと北海道PRステージというものをやったのですが、そこで、アイヌ文化交流センターの紹介とアイヌミュージックのライブを行うなどの情報発信を行いました。

⑦は、公募した市民の皆様が制作したアイヌ文様のタペストリーをつなぎ合わせて大きなタペストリーを制作したものです。先ほど、局長からも挨拶いたしました。丸井今井札幌本店地下２階に飾っておりますので、機会がありましたらご覧ください。

次のページの⑧ですが、シーニックバイウェイ支援事業です。これは南区役所の事業で

す。シーニックバイウェイは、道路からの視点で美しい景観づくりや活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを目指すものでありまして、小金湯にあるサッポロピリカコタンアイヌ文化交流センターもスタンプラリーに参加するなどして協力しております。

⑨は、札幌アイヌ協会が開催したアイヌ民族のシンポジウム等を行うインカルシペ・アイヌ民族文化祭について補助を行ったものでございます。

⑩は、札幌アイヌ協会が行ったアイヌ文化の保存、伝承活動や各種学習会などの市民理解を促進する事業に対する補助を行ったものでございます。

⑪は、アシリチェプノミ保存伝承事業補助で、市民文化局の文化部の事業でございます。豊平川の河川敷で行われるアシリチェプノミという新しい鮭を迎える儀式を支援したものでございます。

次のページの⑫ですが、北海道のおもてなしのキーワードとして、官民共同で進めておりますイランカラテキャンペーンの推進でございます。フラワーカーペット2017において、札幌アイヌ協会が監修した「カムイの大地～nono-pirka」がメインカーペットでしたが、その前で啓発活動を行いました。

続きまして、⑬ですが、アイヌ文化を発信する空間の整備です。こちらは後ほど詳しく説明いたしますが、平成29年度は実施設計、大型ディスプレイの設置等を行いました。

⑭は、教育委員会の事業です。将棋の公開対局イベントのオープニングアトラクションとして、札幌アイヌ協会の協力によりアイヌ古式舞踊を披露したものです。

次に、関連事業の①の「現れよ。森羅の生命－木彫家藤戸竹喜の世界」ですが、札幌芸術の森で行われ、アイヌ民族である木彫家藤戸竹喜氏の創作活動を振り返った展示でございます。

次に、関連事業②札幌国際芸術祭2017です。このプログラムとして、アイヌの伝統歌ウポポの公演等複数の企画が開催されております。

続きまして、推進施策（2）の教育等による市民理解の促進です。

まずは、市の職員向けの取り組みです。

①は、札幌市の新任課長職を対象とした研修です。これは、阿部委員に講習をしていただきました。

次に、②は総務局の事業です。札幌市の新採用職員研修におきましてアイヌ民族の歴史や人権に関する研修を行っております。

次のページにお進みください。

教職員、子ども向けの取り組みは全て教育委員会の事業です。

③の札幌市民族教育に関する研修会は、学校におけるアイヌ民族に関する教育の充実を図るために開催したものです。

④の札幌市教育センター専門研修は、初任教諭などを対象としてアイヌ民族の文化や教育にかかわる研修を行ったものです。

⑤の研究開発事業、アイヌ民族に関する教育の充実ですが、アイヌ民族に関する教育推

進の諸課題を踏まえた教材の開発や指導方法の工夫と実践的な調査研究を通して、アイヌ民族に関する教育の普及啓発を図るものでございます。

⑥は、人権教育推進事業です。学校外の人材などを活用した人権教育をより一層推進するための事業です。サッポロピリカコタンの活用に関する実践研究等を行っております。

次に、ページをめくりまして、市民向けの取り組みです。

⑦は、環境局の事業です。この事業は、市内にある環境関連施設を生物多様性に関する活動拠点と位置づけてネットワーク化を図るものです。札幌市アイヌ文化交流センター・サッポロピリカコタンをこの拠点の一つとして位置づけ、アイヌ民族の伝統文化や自然観の普及啓発を通じて市民の生物多様性に対する理解の促進を図りました。いきものスタンプラリーというものをやっております。

市民向けの関連事業ですが、市立札幌大通高校で開講しているさっぽろ市民カレッジ学社融合講座で、アイヌ民族の歴史や文化について解説を行ったものでございます。

次に、施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興について報告いたします。

まず、推進施策（1）アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進についてです。

①は、市民文化局文化部の事業です。埋蔵文化財センターにおいてアイヌ文化期の出土資料を展示しております。

次のページの（2）伝統文化活動の推進です。

①は、札幌市アイヌ文化交流センターの運営です。交流センターでは、展示室等の運営と啓発事業を行っております。啓発事業につきましては、先ほど説明申し上げておりますので、省略させていただきます。アイヌ文化交流センターの利用状況は、平成29年度の来館者数は5万3,006人ということで、平成28年度を1,900人程度上回っておりますが、展示室の観覧者数につきましては1万8,891人ということで前年を下回っております。これは、イベント開催により来館していただいた方は増えましたが、展示室の回覧まではしていただけなかった方が相当数いたものと考えております。

②のイベントの実施は、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

③の札幌地域イオル事業の受託及び実施です。イオル事業とは、アイヌの伝統的生活空間を再生しようという事業です。こちらは、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、今は名前が変わってアイヌ民族文化財団になっておりますが、自然素材の栽培やアイヌの民具づくりの体験等の事業を行いました。

次に、ページをめくりまして、施策目標3の生活関連施策の推進です。

推進施策（1）は産業振興等の推進で、民工芸品振興等可能性調査等業務を行っております。これは、都心部でアイヌ民工芸品を展示販売する可能性を把握するために調査等を行っております。

次に、推進施策（2）生活環境等の整備です。

①の住宅資金、新築資金等の貸し付けは、アイヌ民族の居住環境整備のため、住宅の新築、回収及び宅地の取得資金を準備するものですが、平成29年度の貸し付け実績はござ

いませんでした。

次に、②アイヌ生活相談員、アイヌ教育相談員の配置についてです。アイヌ生活相談員は私どもの市民生活部で、アイヌ教育相談員は教育委員会学校教育部がそれぞれ所管となっております。アイヌ生活相談員が2人、アイヌ教育相談員が1人配置されておりまして、アイヌ民族の方々からの各種相談に対応したということでございます。

次の③は、アイヌ民族の児童生徒の学習支援ですが、教育関係者やボランティア等を講師として、アイヌ民族の児童生徒を対象として夏休みと冬休みに学習会を開催したものでございます。

資料1の説明につきましては以上ですが、資料2として平成30年度札幌市アイヌ施策についてという資料をお配りしております。これは、昨年3月に開催されました平成29年度第2回の札幌市アイヌ施策推進委員会においても配布させていただいておりますが、委員の改選がありましたので、参考としてお配りしております。本年度が終了しましたら、改めて実績の報告をする予定でございます。

なお、この資料には現時点の状況を記載しておりますので、前期からの委員の皆様もご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○松久委員長 ただいま事務局からご説明いただきました平成29年度札幌市アイヌ施策実績報告について、ご意見やご質問はございませんか。

○飯田委員 非常に多方面にわたる事業をいただいていると聞いて、驚きというか、こんなにたくさんやっているのかと思いました。その上で、8ページに市の職員向けと9ページに教職員向けの研修会を開いているとありますが、これは本当に大事なことだと思います。市民に接する、あるいは、観光客を含めての市の職員の対応の仕方というのは非常に印象度が強いですし、教職員の方について言えば、子どもに対する接触の仕方が子ども意識にすごく影響してきますから、その意味で非常に大事なところに着目されている努力されていると思います。

その上で聞きたいのですけれども、例えば、新卒採用職員の研修の参加者439人というのは、率直に言って全員が受けているのですか。もう一つは、本市に採用された初任教諭やその他の教諭が54人、民族教育に関する研修会が29人で、いろいろな呼びかけ方やいろいろな会議に呼ぶことの基準があるからこのぐらいの人数なのかとも思いますけれども、もう少し広げられるような手立てとか、これに新卒は全員参加しているのか、もう少し教えていただきたいという質問です。

それから、質問の二つ目は、取り立てて今言われなかったですが、12ページの新築資金等の貸し付けです。先ほど、収納対策係と言われましたが、その収納対策というのはこのことを言われているのですか。

○松久委員長 ただ今、大きく2点についてご質問いただきましたが、その点について事務局からいかがでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） まず、新採用職員の研修ですが、新採用職員研修を毎年4月に一斉に行っておりまして、その研修受講者に対してはアイヌ民族の歴史や人権に関する研修は全員に行っております。

それから、教育委員会の研修の受講者の基準は手元に資料がありませんので、確認して委員の皆様にご回答することにさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

それから、収納対策担当というのは、この貸付金の債権管理のための担当の係長ということでございます。

○松久委員長 教職員向け研修の受講者基準については、後日、調べた上、お手元ということでもよろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

○北委員 関連して、12ページの推進施策の②アイヌ生活相談員、アイヌ教育相談員の配置についてです。

相談件数が割と多いにもかかわらず、生活相談員が2人と教育相談員が1人と、人数的に少ないような気がいたします。また、具体的なお困りの内容は伺いませんけれども、全ていい方向に解決したのかどうかも含めてお伺いいたします。

○松久委員長 この点、いかがでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 相談件数ですが、相談件数が多いと感じていただけるのは生活相談員がそれだけ必要ということで、ありがたく感じております。ただ、相談の内容には軽易なものもありまして、そういうものも含めているということでございます。

解決に向かっているのかということに関しては、もちろん解決に向かって生活相談員は頑張っております、生活相談員だけで解決できる問題は実は少なく、関係機関につなぐことがとても大事なことを考えております。

○多原委員 先ほどと重なりますが、12ページの生活環境等の整備の①住宅新築資金の貸し付けの件です。

この数年間ほとんど貸し付けがないわけです。それはいろいろな事情があるでしょう。貸付金債務管理収納対策担当まであり、一般と比べると金利が依然として高いということです。それから、都会で住宅を持つというのは、この不況、高齢化の時代にアイヌのニーズに合っていないと思われれます。帯広市ではアイヌの声を聞いて金利を下げたという話を聞いていますが、そのことはご承知でしょうか。札幌市はそういったことをされる考えはないのでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） ご意見ありがとうございます。

ご意見にあったお話は承知しております。やはり金利が市中金利より高いというのは事実であることと、帯広市の事例も承知しております。また、アイヌの方々にとって使いにくいのではないかとのご意見も伺っております。

ただ、実際、鶏が先か卵が先かみたいになるのですけれども、実績として、相談も少ない状況で、どのように改善していけばいいのか、我々としても思案して難しいと考えてい

るところでございます。

今後、いただいたご意見を踏まえて考えてまいりたいと思います。

○阿部委員 今の住宅資金の問題について、私はアイヌ協会の会長という立場もありますので、帯広の問題も含めて、一言、申し上げておきたいと思います。

新たに委員になった先生方は、何のことやら、何を言っているのかというのが随分あると思うのですが、実は、アイヌの住宅のことについては非常に長い歴史がありまして、ところが、金利というのは今でも2%で市中金利よりも非常に高いのです。ただ、問題なのは、冒頭質問がありましたけれども、収納対策とは何かというお話もありましたが、札幌市がいろいろ貸し出ししている全体の中で比べてどうなのかということについては市としても考え方があると思うのですが、実際に何が問題かということ、家を建てる場合に、例えば住宅を建てる時に、当然、土地がなければ建てられませんね。そうすると、179の市町村で地方に行くと土地は非常に安い、あるいは、アイヌの人たちが家を建てようとしても、昔から持っている家も土地もあるわけです。ところが、札幌に来て建てようすると土地はないから買わなければいけない。これが地方に比べると10倍も20倍も100倍もする値段がするわけです。

家1軒を建てるために、例えば700万円とか1,000万円だとしても土地代が同じぐらいします。そうすると、地方の人の何十倍もすごい借金をしなくてはいけない。それをやっているとは払えないのです。結局は払えないから、金融機関にとられるわけです。ところが、この金の貸し方というのは、一番最初に貸すのは昔の住宅金融公庫、今では北海道銀行とか北洋銀行がありますが、それが第一なのです。札幌市は第2番目になっているのです。ですから、もし払えないとなると第1抵当にとられてしまう。札幌市は第2抵当に入れているけれども、実際にとられなくてゼロになってしまう。ということは、まともに貸したものが借金になってしまっているのです。その辺に問題があります。

私の活動歴は30年、40年ありますけれども、これが胆振日高あるいは帯広、釧路など地方に行くと行政も回収するけれども、アイヌ協会も一緒になって何とか頑張っただけで払えないのか、払えないなら諦めて売ってしまえとか、いろいろな相談をするのだけれども、実は、札幌市は20年以上前から個人情報保護法とかいろいろなことがあるのでしょけれども、誰に幾ら貸して誰が幾ら払っているかということ公開してくれないのです。ですから、私たちも大変だったら何とかしなさいということと言えなくなっているという実情があります。その辺のところは非常に難しく、今ここで言えるかどうかわかりませんが、一つ覚えておいていただきたい。

実は、先ほど帯広の話が出ましたが、昨年3月に市中金利がもう1%前後なのにアイヌはなんで2%なのかということになってしまって、個人名を出して悪いのですが北海道アイヌ協会の元理事長だった笹村さんという方が、非常に力のある方で、帯広市議会に掛け合っただけでずっと何年か言い続けていて、ついに昨年3月に2%を1%に下げました。これは画期的なことです。

もうやめますが、実は、私も札幌市から借りているのです。市中銀行から借りているものですから、そうすると市中銀行が今度は5年間で2.5%にしてくれと言ったのです。あなた方に2.5%で貸すのはわかるけれども、こうして帯広でアイヌ住宅の資金貸し付けの金利が1%になったのを知っているかと言ったら、それは何ですか、見せてもらえませんかというものですから、私は帯広の人に頼んで1%に下げたものを銀行に持っていきました。そうしたら、ちょっと検討させてくださいと言って、1カ月ぐらいしたら、いきなり2.5%と言ったけれども、1.5%でいいですからと言われ、私は驚きました。

これは、私個人で隠しておく問題ではなくて、こんなこともありますということを市の方にも先生方にも知ってもらいたいから、これだけは申し上げておきます。

長くなってすみません。

○松久委員長 札幌は地価も高く、それが貸付けが少ない理由の一つになっているという点は、行政サイドで解決に向けて寄与するのは難しいかと思いますが、金利が高いという点については、これは借りられる方にとっては誠に負担が大きいものがあります。ですので、他の自治体の例とか、支出に際して何か難しい制約があって乗り越えるのが大変難しいのか、何とか知恵の出し方があるのかなど、引き続き市サイドで検討を重ねていただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○貝澤委員 11ページのアイヌ文化交流センターの利用状況の中で、展示室の観覧者数が昨年度は少し減っているとありましたけれども、何か対策はしているのですか。

例えば、10月ごろに行ってみると紅葉の時期ですからかっぱバスで相当の人数が来ますね。あの人たちはきとかっぱバスの停まっている時間が少ないのかと、ですから見ないで帰る人も多いと思いますけれども、バスの中で当初ありました、見て触れて体験できる施設ということで展示コーナーがありますね。そこら辺を周知徹底すれば増やしていくことができると思いますので、ここが減ることは余り好ましくないので対応をどうするのか聞きたいと思います。

○事務局（山田アイヌ施策課長） おっしゃるとおり、かっぱバスは停車時間が短くて、展示室に行く前にも結構見どころがありまして、そこに行く前に時間が経ってしまうということはあろうかと思えます。

委員がおっしゃるとおり、たくさんの方に見ていただきたいと現場の人間も思っておりますので、具体的な対策と言われますと、今すぐお答えできるものはないのですが、頑張りたいと思います。

○松久委員長 滞在に時間の制約があると、いろいろ見ていただきたいものがあるのに、どうしても配置上後ろのほうにあるものにしわ寄せがくるといふことがあるのでしょうか、貴重なご意見を出していただきましたのでご検討いただければと思います。

ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○本田委員 12ページの推進施策(1)の①の民工芸品を展示販売するスペースの件です。

この間、ずっと要望が強くあって、動き出してくださっていると思っておりますが、インバウンドも増加している中で本当に急務だと思います。とりあえず、ここでは29年度から3年かけて可能性を把握するためにいろいろなことをされている、ヒアリングをかなりやられたようですが、大体どういう方向でまとまりつつあるのかということをお教えいただければと思います。

○事務局(山田アイヌ施策課長) 業務委託しているのですけれども、30年度の事業をまとめていただいている最中でございます。

方向というのは、どういった方に売れるのか、どういった価格帯が売れるのか、前回と同じようなことを言っている気がして申し訳ないですけれども、より売れるため、成功するための情報を集めているということでございます。

去年は、クレジットカードが使えるら買ったのというお客さんがいまして、今年はクレジットカードの決済を入れたり、地道でしかないのですけれども、そのような可能性も増えていっています。

方向性と言っていいのかわからないのですけれども、インターネットを活用してネットショップによる試行販売をしていって、実際、インターネットと連動した都心部の店の活用を考えているところです。

○松久委員長 平成29年12月中旬の1週間の試行販売でどのぐらいの販売があったかという数字がお手元にございましたら教えてください。

昨年の同時期かわかりませんが、そのあたりでも試行販売されているのですね。そうすると、きょうでなくてもいいのですが、対比してこれだけ伸びているというようなことがあればお願いします。

○事務局(増實企画担当係長) 平成29年度は12月のクリスマス直前ぐらいに1週間だけ行ったのですけれども、約70万円弱ぐらいの売り上げでした。これに対して、同じ平日でも売り上げが多い日と少ない日が極端に分かれていましたので、曜日による売り上げの傾向があるのかないのかを今年度さらに調べたいということで、夏と冬に2週間ずつ、29年度にやったよりは秋にかかるぐらいの時期に行いました。

2週間やってみると、平成29年度よりは売り上げがさらに上がりましたので、その傾向は、今、分析している最中でございます。クレジットカード決済も導入したことによって売り上げが2割程度上がっておりますので、やはり展示販売スペースを維持するためにはそういった制度も必要というデータがとれたところでございます。

○本田委員 私もネット販売はすごく大事だと思っております。

平成30年度に入ってしまうのですが、これは札幌市がプラットフォームのような形をつくられて、そこでやるのですか。どこがネット販売の主体になるのかがよく理解できませんでした。

○事務局（増實企画担当係長） 調査を受託いただいている調査会社がホームページをつくって、実際に商品のご協力をいただける作家からお預かりしてその中で販売することを試行的に行っております。

1 1月にオープンして2月末まで開設した中で、どのような結果が出るかは取り組んでいる最中ですので、まだ結果報告は受けていない段階でございます。

○本田委員 一般的に私たちがホームページにアクセスできるのですね。

○事務局（増實企画担当係長） そうです。後で委員の皆様にご提供させていただきたいと思っておりますので、ご閲覧ください。

【委員会終了後掲載】

ネットショップによる試行販売のホームページアドレス（平成31年1月現在）

<http://ainu-sapporo.com/index.html>

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○八代委員 質問させてください。

年次報告書の9ページの⑤、⑥の主に⑥です。人権教育推進事業ということで⑥の本文の5行目、研究推進校における実践研究を実施という中で、小学校2校、中学校2校で体験的な学習の進め方とありますが、体験的な学習とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

⑥と関係している中学校体験プログラム事業の中における体験的な学習というふうにイメージすればいいのでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 申し訳ありませんが、具体的な内容を把握しておりませんので、確認してから報告いたします。

○阿部委員 今日、資料として持ってきていないのですけれども、1997年にアイヌ文化振興法という法律ができて、私たち北海道アイヌ協会としても、法律ができたのだから、ぜひ一番最初にやってほしいこととして、教科書の副読本をつくってもらいたいと国にお願いしました。そうすると、先ほどから紹介がありますアイヌ文化振興財団というのが当初から本を出してくれています。日本の歴史学者、考古学者、最先端の学者の先生方に書いてもらった上で、小学校の先生、中学校の先生たちに集まっていただいて、その先生方に書いてもらった論文をもとにして副読本をつくったのです。

今から20年も前になりますがね。そういうことを全道の各市町村でやってもらいたい。当時は212の市町村、今は179ですけども、皆さんご存じのように、その町村増え行くと必ずおらが村、町はいつできたかと、100年前に来たとか、開拓の日とか開基の日とか書いてあります。開拓はわかりますけれども、開基というのは宗教用語らしいのです。いつから始まったというような言い方で、開基になると、おらのところは100年前となって、過去の何万年も前からここにアイヌはいるということが出てこないのです。それはちょっと変ではないですかということを当時の北海道ウタリ協会、今現在の北

海道アイヌ協会ではお願いをしていました。そうしたら副読本としてつくってくれました。

その副読本を現在も北海道全ての小学校4年生に毎年、中学校2年生にも毎年今でも配っています。ところが実際にこれが活用されているのは30%台です。4割にもいきません。どこにいつているのですかと聞いたら、倉庫に置いてあったり本箱にあったりして実際に使われていないのです。私たち北海道アイヌ協会としては何とかお願いをしている状況なのです。それを一番一生懸命やってくれているのは、例えば千歳や平取、白老の学校では相当使ってくれているのですけれども、悪いけれども、179の市町村では使われていないということがございます。そういうことを今ここに書いてあったように各市町村の教育委員会にお願いしています。

実は私は、副読本の編集委員長をやっているものですから、たくさんの先生方についてもらっているのですけれども、私も1月10日には帯広に行ってこういうことをします。そこでそれぞれの分野があるものですから、木彫りの先生もいれば、刺繍の先生もいれば、歌の先生も踊りの先生もアイヌ語の先生もいらっしゃいます。歴史はどうなのという話になってくると勉強されている先生もいらっしゃるといって、そういうことを今やってもらっているということです。明日も宮の沢のちえりあに行って、アイヌの先生方と一緒にアイヌの父母の方と一緒に1時からやります。そういうことの説明です。

問題は、私は40歳から活動して32年ですけれども、親に、やってはいけない、アイヌのことを絶対言ってはいけないと言われて、40歳まで本当にしなかったのですけれども、何を言いたいかというと、先住民族と会議の最初から出ていますけれども、アイヌのお墓から持っていった遺骨を返す委員会を2年間やっているのですけれども、東大の教授がこの委員会で何を言ったかということ、俺たちだって先住民、先住民族なのだと、びっくりしました。先生、今何とおっしゃったのですかと私は言いました。申し訳ないけれども、例えば先住民族の権利宣言や国連のことや日本の政府でも2008年6月6日にアイヌを先住民族と認めるという決議をしましたけれども、そこには具体的に書いていないのです。

なぜかということ、世界中のそれぞれの国によってどんなことでこうなったかという現状が違うからです。しかし、10本ぐらいあります。国連の決議文、ILOの169号条約、人種差別撤廃条約、全部そこには先住民族の定義が書いてあります。だからといって、世界中同じようにやれというわけにはいかないから、権利宣言には書きませんでした。でも、俺たちも先住民族だなんて言われたら、がっくりきちゃいました。これは違うのです。国際法としては、はっきりと今から150年前にアイヌの人たちは自分たちの言語をしゃべって宗教をして、狩猟、漁猟、採集をやっていましたが、それを全部とられてしまった。強制的に日本国民にされて、同意がないのです。そういう人たちのことを先住民族と言うということが国連の定義には10本ぐらいありますから、そこをぜひ教えてもらいたいしお願いしたいということをこういう集会でお願いしているので、機会があれば、委員の皆さんにお配りしたいと思いますが、こういう意味を教育委員会にお願いして全道の市町村にやってもらっているのです。そういう意味です。

○松久委員長 大変立派な副読本ができて、それが十分行き渡らないとか使われないということでは、誠に残念なことですので、阿部委員を初め関係の方々を全道の教育委員会等にご要望をされてこられたということは非常に重く感じました。北海道のほうからも、各市町村における取り組みを促すような発信はなされているのではないかと思います。今のようなお話をお聞きしますと、まだまだ不十分なのだと感じました。

アイヌ施策の推進に当たっては、北海道との連携を密にしてなされているものも少なくないかと思います。札幌市としても道との折衝、接触の機会があるのではないかと思います。この件を初めとしてここで出た貴重な意見を全道的な取り組みの中で生かしていただきたいということについては、意識的に道にもお伝えいただければと思います。

ほかにございませんか。

○多原委員 この報告の中で、今のような教育委員会関係のものが非常に多いです。しかも、担当の教育委員の方が来ていないので、全く何をやったかわからない状態です。以前は参加されていたと思うのですが、どうして今日は参加されていないのか。今後はこういった会議の議題にのる以上は出席していただきたいと思っているのですが、どうでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 委員としては在籍されておまして、今日は都合によりご欠席になってしまいました。本来ですと、全委員に出席していただくべきだったのですけれども、どうしても全員そろそろ日程がとれなくて本日になってしまいました。申し訳ございません。

○多原委員 いろいろな事情があると思いますが、どういったことを実施されたかということは事前に聞いておいていただければありがたいと思います。

○松久委員長 ほかにご意見等はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、次の議題に移ります。

続きまして、議事（3）アイヌ文化を発信する空間について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

まず、アイヌ文化を発信する空間の全体的な整備の概要でございます。この空間には、アイヌの歴史や文化に対する理解促進のきっかけづくりと、市内、道内に存在するアイヌ関連施設の情報発信の役割を主なものと考えております。地下鉄南北線さっぽろ駅コンコースに整備しており、3月下旬にオープンする予定でございます。

整備内容としては、木彫等の実物展示、情報提供用のタッチパネル、大型9面モニターによるメインシアター、双方向的な演出を行うテーブルシアターを設置するほか、空間を構成する柱や天井にも意匠を施して、アイヌの世界観を表現したいと考えております。

映像系展示について説明いたします。

四つ書いてありますが、左上がメインシアターですが、アイヌ語による天気予報等のコンテンツを上映する予定です。右上は、カムイの宿る大樹と書いてありますが、柱演出では、音と光で自然の気配を表現するというふうに考えております。左下は、アイヌインフォと書いてありますが、タッチパネルです。ここでは、アイヌ関連施設の情報とさまざまな情報を調べることができるようにします。右下は、ハコニワコタンです。テーブルシアターと呼んでいるのですが、昔のアイヌのコタンをテーブル上にプロジェクターによる映像で再現し、その映像に手を伸ばして触れることでさまざまな情報を学ぶようにする予定でございます。

次に、実物展示もいたします。

ガラスケース内に展示するものとシンボルオブジェを設置します。ガラスケース内の展示は木彫や刺繍、シルバーによる作品となる予定でございます。シンボルオブジェは、コタンの守り神であるシマフクロウの大きな木彫作品となる予定でございます。

資料3の説明は以上です。

○松久委員長 ただいま事務局からご説明いただきましたアイヌ文化を発信する空間について、ご意見やご質問などございませんでしょうか。

○貝澤委員 ガラスケース内の展示とありますね。この中のシルバー製作品がよくわからないので、教えてください。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 金属のペンダントのようなもので、アイヌ文様をあしらったものです。まだ現物ができていないのですが、そういうものになると聞いております。

○貝澤委員 そっちのシルバーですね。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 銀製品です。

○貝澤委員 もしかしてエカシフチかと思ったのです。エカシフチだったらすばらしいと思ったものですからね。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○飯田委員 木彫製品はどこかから貸し出しを受けるとか、今、北洋のビッセにも何本か置いてありますね。文化振興会か文化財団からなのか、それとも、どなたかにつくっていただくとか、どうお考えですか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 木彫作品は、ガラスケース内展示、シンボルオブジェも全てそうですが、作者を選んでいただくための委員会を去年の1月から3月にかけて行いまして、その委員会で選んでいただいた作家に依頼しました。

木彫作品、刺繍作品、シルバー作品、シンボルオブジェとも新たに制作していただいて、札幌市のものとなる予定でございます。一部、貸していただくものもあるのですが、原則としては、札幌市が制作依頼してつくっていただくものでございます。

○松久委員長 ほかにございませんか。

○貝澤委員 この場所は、きっとすごく人が通るところですね。恐らく、北海道に来た方、

観光客も含めて、ほぼここを通ると思うのです。8割ぐらい通るかもしれません。非常に重要なところになってくると思うので、もっと皆さんの意見を聞きながら、今あることについてはすごく素晴らしいことだと思いますが、もっとできることがあるのであれば、それもこれからつけ加えていって、本当に素晴らしいものにしていきたいです。白老とも連携しながら、この部分も同じように活用できればいいと思いますので、皆様もよろしくお願いたします。

○松久委員長 ほかにご意見等はございませんか。

○多原委員 会員からの要望なのですが、サッポロピリカコタンは南区小金湯にあります。今、白老のほうが開鎖しているので旅行社等が探して来てくれて、「こんなところにあつたのですか」と言われるところですよ。

もう少し街中にピリカコタンをコマーシャルするというか、ポスターやパンフをまちの中に置いてほしいという要望があります。アイヌ文化が発信できる空間が開設する前にも何か考えていただきたいのです。また、たくさんの方が来るだろうということですから、そこにピリカコタンをコマーシャルできるようなものを置いたりすることはできるのかどうか、そうしてほしいと思っております。

○松久委員長 この点、いかがでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） メインシアターで流す映像コンテンツとしまして、ピリカコタンの紹介映像をつくっていただいている最中でございます。そこで流しますので、相当程度の方に見ていただけるのではないかと考えております。

○松久委員長 ペーパーですと、手にとっていただくことにも一つの難しさがあるわけですが、手にとっていただいた後、目を通して頭の中に入れていただくこともなかなか難しいところがあります。これが、映像ですと非常にわかりやすいですので、紹介映像には期待したいですね。

○貝澤委員 関連して、会員からは、この場所を活用して常にピリカコタンのコマーシャルなどを流してほしいという強い要望があります。

それから、ポスターを張ったりということも活用して、ピリカコタンに来るお客さんを増やすことはできるのではないかと声もありますので、よろしくお願いたします。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 一度にご紹介すればよかったのですが、映像のほかにパンフレット類を置く場所もありますので、同時に置いていくことになろうかと思っております。

ポスターは、アイヌの世界観を空間全体で表現しようとしていますので、ポスターにかわるものとしてタッチパネルで見られるような工夫ができればと考えております。

○松久委員長 ほかにご意見等はございませんか。

○本田委員 以前、この議論のときに、全道で行われるアイヌ関係のイベントの発信とか、そういう拠点になったらいいというご意見がたくさん出ていたと思います。例えば、今月はこういう催しがありますとか、随時行えるのでしょうか。

○事務局（山田アイヌ施策課長） 理想としてはそのとおりですが、ご承知のとおり、アイヌに関する情報が毎日のようにたくさん流れておりますので、その情報を我々が全部集めて流すということは、事実上できないだろうと考えております。しかし、我々としては、その情報をなるべく集めて簡単に映像コンテンツとして流せる仕組みにしてほしいと業者に相談しておりますので、できる限りのことはやっていきたいと考えております。

○松久委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、続きまして、議事（４）アイヌ新法にかかる情報提供について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（本間市民生活部長） アイヌ新法に係る情報提供につきまして、私からご説明させていただきたいと思っております。

この件につきましては、阿部委員もこの会議の委員として参画されておりますが、去る12月19日に総理大臣官邸におきまして開催されました国で設置しておりますアイヌ政策推進会議を傍聴してまいりましたので、資料4をご覧になっていただきながら、簡単にご説明させていただきます。

まだ名前がはっきり決まっておりますけれども、新たな立法の概要と書かれた資料でございます。

背景でございますが、平成19年（2007年）に、先ほども何度かお話がございました国連の総会におきまして先住民族の権利に関する国連宣言が採択されております。また、平成20年には、これも先ほどお話がございましたアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議というものが衆議院、参議院の両院で全員一致で決議しております。それを受けまして、当時の内閣官房長官からも先住民族であるとの認識のもとにこれまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な政策の確立に取り組む旨の談話を発表しております。また、それを受けましてアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会というものを国において設置しております。これは平成20年に設置しまして1年間で計10回の会議を開催して、平成21年7月に、アイヌの歴史や先住民族としての意義、アイヌ政策の新たな理念及び具体的な政策のあり方について検討した内容を報告した経緯等がございます。これらを受けまして、今回、アイヌの人々がこれまで抱えてきた、また、今も抱えているさまざまな問題の解決ということが必要であるという考え方に立ちまして、そのために必要な部分としてこれまでの取り組みに加えて地域、産業、観光振興も含めまして、総合的かつ継続的にアイヌ政策を推進していく、それを具現化するために新たな立法、アイヌ新法というものが考えられているところでございます。

この法律の概要について、下の枠の中に書いてありますが、まず、アイヌが先住民族であるとの認識を示すなどの基本的な事項として、国連宣言あるいは衆議院、国会での決議等々はございましたが、これを改めてアイヌが先住民族であるということの認識を法律において示すということが一つございます。また、これまではっきり整理されていなかった

部分でございますが、国、地方公共団体の責務も明確にします。それとともに、この体制、政策をしっかりと継続していくために政府における推進体制、こちらは官房長官がトップとなりまして、関係大臣を構成員とする会議体を予定すると伺っておりますが、そういったものを構築して、今後の推進体制をしっかりと取り組んでいくようにしたいということもこの法律に書かれる予定でございます。

さらに具体的な総合政策の推進としましては、丸が三つございますが、国におきまして政策の総合的、効果的な推進を図るための基本方針を策定しまして、地方公共団体がこの方針を踏まえながら必要な政策、施策を実施していく、また、法律上の措置として、新交付金を設けまして、市区町村と調整を行いながらアイヌの人々と寄り添い、その要望にできる限り対応すると。それと併せまして、先ほど申し上げました地域、観光振興にも資するような取り組みを進めていきます。また、国有林における林産物の採取に関する特例措置や伝統的な儀式等のための鮭の採捕に関する配慮、あるいは、商標登録、出願手数料の軽減措置などを講ずるといったことがこの政策推進の柱として記載される予定でございます。

最後に、白老に整備しております民族共生象徴空間についてもこの法律で触れる予定となっております。まずはこの管理に関する国有財産法の特例というものでしっかりと位置づけを行った上で、入場料等の料金収入などについても法律で措置をして施設の管理運営に資するものとしていくという内容が柱というふうに伺っております。これらの内容につきまして、次期通常国会で上程をしていきたいと、当日、官房長官からお話ございました。

ちなみに、次期通常国会というのは、今年の1月下旬召集の予定がされております。6月の下旬ぐらいまでの150日間という長い会期でございますので、そのうちのどのタイミングというのはまだはっきりしておりませんが、その中で上程し、何とか法律の制定に結びつけていきたいというご説明があったことをご報告させていただきます。

私からは以上でございます。

○松久委員長 予定していた議事は以上でございますが、委員の皆様からその他ご意見、情報提供等はございますでしょうか。

○本田委員 昨年も要望させていただいたのですが、実際にアイヌ民族についての知識をしっかり身につけるというモチベーションのためには、札幌市の市職員の採用試験あるいは市の教員の採用試験などにもっとアイヌのことについてちゃんと問題を載せていただけたら、否が応でも学生たちは勉強しようという気になります。何とぞご配慮いただけたらと思います。重ねての要望です。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

○貝澤委員 新たな新法ということで、この中に書いてある役割というのは、地方公共団体とか市町村とありますので、すごく重要になってくると思います。

今のピリカコタンにあっては、私の記憶では平成11、12、13、14年ぐらい連続

して緊急雇用対策として札幌市に予算をとっていただきまして、そのときに札幌市内に住むアイヌの人たちが今まで余りやっていた人たちがすごくいろいろなアイヌ文化を学べたのです。刺繍から木彫りから何から全てが入って、今のピリカコタンにある展示物は、ほぼ全てがその緊急雇用対策で作られたものです。たしか、3年間ぐらい続けてやっていたと思いますが、あれはすごくよくて、それまで札幌のアイヌの仲間たちは刺繍は上手な人がいたのですが、ほかのことに関しては余り詳しくなかったです。ただ、あの対策によって山増え行って、私も行きましたが、木の皮を剥ぐところから始まって山を歩く、そういうところから始めなければできないのです。その3年間でみんなすごく勉強して、その人たちが今は腕がすごくよくなって、中にはお亡くなりになった人も出てきていますので、再度ああいう対策で協力してやっていけたら素晴らしいと思います。また、伝承においてもすごく役立っていくと思いますので、今後、一緒によろしくお願ひしたいと思います。

○飯田委員 歴史的に非常に難しい問題になっていると思いますけれども、象徴空間の建物の中にアイヌの方々の遺骨をとという話がありますね。片方で遺骨返還訴訟が行われていますね。ここでの考え方で、別なところで議論は進んでいるのでしょうかけれども、アイヌ協会の方の見解もあるだろうし、いろいろだと思いますけれども、わかりやすく手短かに教えていただければと思います。

○阿部委員 私は、アイヌ政策推進会議も参加しておりますし、実際に白老の象徴空間の問題、それから、遺骨の慰霊施設についても、当時、北海道ウタリ協会の時代から北海道アイヌ協会に変わった10年前からこれをどうするかという話をしてまいりました。ご存じだと思いますが、明治になって初めて西洋医学が入ってきたときに各大学に医学部をつくられて、そして、アイヌは実は白人ではないのかということでヨーロッパ、アメリカの学会が非常に興味を持って、アイヌの骨をくれないかと言った。

江戸時代の末期、江戸幕府の時代にも函館の渡島の森町、昔の森村ですが、イギリスの領事館の職員が夜中にアイヌの骨を盗んでイギリスに送ったということがありました。それから、明治になってから大学ができて医学部ができたなら、そこにどんどんヨーロッパやアメリカからアイヌの骨をくれないかといって、世界中に行っているわけです。それが現在、北海道大学と札幌医科大学という北海道では代表的な大学ですけれども、北海道外にも11の大学が骨を持っています。

私たちは、アイヌ施策推進会議として、道外の大学、東大、京大、大阪大、東北大学で見せてもらいました。そうすると、驚きましたけれども、グラウンドの端っこの倉庫みたいなところに、温度調節も湿度調節も何もないところの棚に乗っかっていました。非常に驚きました。私たちは、これが本当に人間の骨に対する扱いなのかと言いました。先ほど言いましたけれども、東大なんかは、私たちが行くことがわかったら、もう既に学者先生の間で、これは東大の財産だと、何でアイヌに返さなければならないのかという話まで出ました。私たちは、その会議に行って、そんなことをおっしゃったのは誰ですかと言った

ら、みんな黙って下を向いているのです。そんなことはありません、全部お返ししますと言っていましたね。

私たちが言ったのは、この10年間のアイヌ協会の決議というものは、土葬ですからそのまま埋めるのです。そうすると、時間がたつとみんな骨になります。ところが、学者先生が必要だというのは頭の骨だけなのです。手足の骨から体中の何百という骨はどこへ行ったのですか。それから、アイヌのお墓には、私たちが着ているもの、使っているもの、その人が大事にしているものをみんな一緒に埋めてしまいます。それはどこへ行ったのですかということなのです。そうすると、その一体化をしなければ亡くなった人も親族もどんな気持ちでいらっしゃるでしょうかということです。それを10年間、私たちが決議させてもらって、まず、骨の一体化をしてください。頭の骨と手足の骨を全部一緒にしてください。それから、副葬品はどこへ行ったのですか、博物館に行ったり美術館に行ったり、いまだに持っているのです。それを一体化してくださいということをお願いするために、グラウンドの物置きのようなところに置くのではなく、まずしっかりと集めてそこで慰霊をさせてくださいというお願いが白老の象徴空間に結びついて、国としては、そこに慰霊施設をつくりましょとなり、アイヌ振興財団で全ての象徴空間をやるのですけれども、慰霊施設だけは国が直接です。そして、北海道アイヌ協会がそれに関与して、集めて一体化作業をして、最終的には全部持ってきたところに返しましょう、返すまで大学や国の責任はなくなりませんよというのがこの問題です。

そこがうまく伝わらないものですから、おまえたちは学者と一緒に研究するためにやっているのだらうと言われていますが、それは事実と違います。それは全部返還するために集めます。そして、一体化作業をしてください、誰がいつどうやって持っていったのですかということ明らかにしてくださいということ国と大学にお願いしています。

その辺の情報がうまく伝わらないものですから、アイヌ協会が学者と一緒に研究する気になっているのだらうと言われていますが、それは事実と違います。全部返還が大前提ですから、返還システムをつくって、集めてまとめたら、市町村に、先ほど交付金もありましたけれども、墓地はどうするのかということです。墓地がないではないですか。そうしたら、それも市町村と相談して墓地を確保してください。それに対しても日本政府はお金をちゃんと出しますと言っています。それで返還ですから、その辺のことが伝わっていない部分があったので、それだけは説明させていただきます。

○松久委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、いただきました貴重なご意見、情報提供を踏まえまして、今後の施策への反映について検討していただきたいと思います。

6. 事務連絡

○松久委員長 次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（本間市民生活部長） 皆様、長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日、いただきましたご意見につきましては、できるだけ今後の予算要求や仕事の進め方に反映させていきたいと考えております。

議事の中でもお話しさせていただきましたが、本年3月にアイヌ文化を発信する空間がオープンいたしまして、その際、オープニングセレモニーを開催する予定でございます。詳細が決まりましたら、事務局から追ってご案内差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の委員会についてでございますが、後日、皆様の日程を調整させていただきますご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○松久委員長 本日、委員の皆様方におかれましては貴重なご発言、ご意見、情報提供などをいただいたということをひしひしと感じました。また、事務局におかれましても、満遍なくお答えいただけるように、相当な準備をされたものと感じております。今日のご意見等を踏まえて、これが今後の施策に活かされていく、また、継続的に次回会議等につながっていくものと思います。大変ありがとうございました。

7. 閉 会

○松久委員長 それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

以 上